

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月6日

北九州市保健福祉局障害福祉企画課

1 当該公募の趣旨

本事業は、障害のある人のグループに対し、活動の助長ならびに障害者の福祉増進に寄与するため、使用するリフトバスの運営を行うものである。

実施にあたっては、北九州市が所管するリフト付きバスに故障等が生じ、運行不能となつた場合に備え当該リフト付バスと同規格のバスを保有している必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があつても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名 北九州市リフトバス運営事業

(2) 業務内容

ア 運行日程の調整及び運行確認等に関する業務

(ア) 空き状況を含む運行全般に対する問合せ対応（利用相談）

(イ) 一般受付時の重複申込の調整

(ウ) 各区区役所保健福祉課で受け付けた申請書に基づく運行確認業務

イ 運行計画に基づくバスの運行

(ア) 乗降人名簿登載者の輸送に関する業務

(イ) 乗降時におけるリフトの操作、車椅子の固定及び解除

ウ 車両の維持管理業務

エ 車両の保管場所の確保に関すること

- オ 事故の処理に関すること
- カ 車両の故障等非常時における対応に関すること
- キ 事業実施報告書等の作成及び提出に関すること
- ク その他本業務の実施に必要な事項に関すること

(3) 対象バス 北九州市所有のリフト付大型バス
(北九州 800か2241、三菱ふそう製)

(4) 履行期間 令和8年4月1日から令和8年11月30日

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地（又は受任地）が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 北九州市内に主たる事業所を有し、大型バスの運行実績が十分にあること。
- イ 北九州市所有のリフト付大型バスと同等のバスを保有していること。
- ウ 経験豊富な運転手を十分に確保し、安全に運行できる体制が整っていること。
- エ 障害特性について十分な理解があり、障害のある人に対する合理的配慮の提供体制が整っていること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 障害福祉企画課

電話番号 093-582-2453 FAX番号 093-582-2425

（2）説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和8年2月6日から令和8年2月20日まで（閏序日を除く。）の毎日、9時から17時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

（3）参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年2月6日から令和8年2月20日まで（閏序日を除く。）の毎日、9時から17時まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

（4）その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。